

○ 香川県警察ホームページ運用要領の改正について

(令和8年3月17日付け香広被第32号)

香川県警察ホームページについては、香川県警察ホームページの運用について（令和2年12月10日付け香広被第116号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、旧通達の保存期間満了に伴い、所要の見直しを行い、別添のとおり「香川県警察ホームページ運用要領」を改正し、令和8年4月1日から適用することとしたので、引き続き適正かつ円滑な運用に努められたい。

なお、旧通達は、令和8年3月31日をもって廃止する。

別添

## 香川県警察ホームページ運用要領

### 1 目的

この要領は、香川県警察ホームページ（以下「ホームページ」という。）の運用に関し必要な事項を定め、もってホームページの適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

### 2 運用体制

#### (1) 管理責任者

本部に管理責任者を置き、広聴・被害者支援課長をもって充てる。管理責任者は、次に掲げる事務を処理するものとする。

ア ホームページのメニューの構成、デザイン等の基本設定に関すること。  
イ 運用責任者の作成したコンテンツ（ホームページ上において取り扱われるイメージデータ、音声データ及び文字情報をいう。以下同じ。）の掲載処理（掲載、変更又は削除の処理をいう。以下同じ。）に関すること。

ウ その他ホームページの適正かつ円滑な運用を行う上で必要な事項に関すること。

#### (2) 運用責任者

所属に運用責任者を置き、所属長をもって充てる。運用責任者は、次に掲げる事務を処理するものとする。

ア コンテンツの作成に関すること。  
イ ホームページに掲載されたコンテンツ（自所属において作成したものに限る。）の内容の管理に関すること。

### 3 ホームページへの掲載処理手続

ホームページへの掲載処理手続については、次のとおりとする。

- (1) 運用責任者は、コンテンツの掲載処理をしようとする場合は、別記様式のホームページ掲載処理依頼書により、管理責任者に掲載処理を依頼するものとする。
- (2) 管理責任者は、(1)により依頼を受けた場合は、内容の確認を行った後速やかに、ホームページへの掲載処理を行うものとする。

### 4 ホームページの安全対策

管理責任者は、ホームページに掲載したコンテンツを随時点検し、不正プ

ログラム感染、不正アクセス事案等の発見に努めるとともに、認知した場合は直ちに情報管理課長に通報し、その対策をとるものとする。

## 5 運用上の留意事項

運用責任者は、次の事項について、留意するものとする。

- (1) コンテンツを作成する場合は、ウェブアクセシビリティに対応させること。
- (2) 著作権の有無、所在等を確認し、また、必要に応じ許可を得るなど、適切な措置を講ずること。
- (3) 香川県個人情報保護条例（令和4年香川県条例第30号）を遵守した適正な個人情報の取扱いに努めること。

(別記様式 省略)